

高岡市美術館市民ギャラリー利用について



高岡市美術館 市民ギャラリー（以下「ギャラリー」）は美術関係者をはじめ、個人や日頃の芸術・美術活動や創作発表の場として、より多くの皆様にご利用いただくための施設です。

開館時間 9:30 ～ 17:00

休館日 毎週月曜日（ただし、その日が祝日にあたる場合は、その翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日）

利用料金 13,200円（税込）／日 ※会期日数分

※下線部についてはR9.4.1より施行

ご利用施設 1日（開館時間）／9:30～17:00	展示 床面積	展示壁 （最大）	天井高	施設利用料・冷暖房料 合計（税込）
市民ギャラリー及び控え室 4・5・6・10・11月／冷暖房なし	約161㎡	約86m	3m （一部2.5m）	1日あたり 13,200円
市民ギャラリー及び控え室 7・8・9・12・1・2・3月／冷暖房あり				1日あたり 15,840円 ※冷暖房費（2,640円／日） 含む
※搬入・展示設営利用時間 （会期の前日）	13:00～17:00（4時間）			無料 ※左記の時間帯を超過した場合、 1時間あたり1,760円が加算 されます。（30分切り上げ）
※搬出・撤去作業利用時間 （会期最終日の翌開館日）	9:30～12:30（3時間） 最終日の場合は17:00まで（延長不可）			

◆入場料等を徴収する場合

- *入場料などの額が1,000円以下の場合 利用料の3割分が加算
- *入場料などの額が1,001円以上の場合 利用料の5割分が加算

◆利用料金の還付について

- *納入済の利用料金は、次の場合を除き還付できません。
- ・地震や災害等による主催者の責めによらない理由で利用できなくなったとき（全額還付）
- ・美術館側に特別な理由が生じたため、利用できなくなったとき（全額還付）
- ・利用開始の3ヶ月前までに、利用をとりやめたとき（8割還付）

◆減免申請について

*施設利用料について、高岡市美術館条例第13条、及び同施行規則第8条の規定により、減免を受けることができます。減免の範囲及び割合は、下表のとおりです。

利用区分	減免率
市又は教育委員会が主催する場合	100%
市又は教育委員会が共催する場合	50%

◆付属設備・展示備品等の利用

- *付属設備等の利用料は無料です。ただし、紛失・損傷などがあった場合は原状回復の費用をご負担いただきます。
- *利用者控室や展示台・備品等の利用、ギャラリーに特別の設備や装飾を希望しようとする場合は全て展示計画書に記載し、許可を受けてください。
- ・絵画用展示ワイヤー、絵画用ワイヤー専用フック ・画鋏
- ・脚立 ・レーザー墨出し器 ・ギャラリー用スポットライト ほか

利用の申し込み〈利用フロー〉

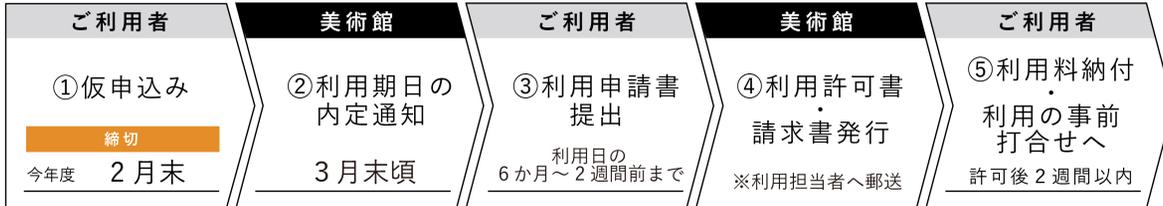
◆**今年度申込について** いつでもお申込みいただけます。その場合、空き期日を先着順に受け付けます。

◆**次年度申込について**

(1) 次年度上半期（4月～9月）に利用の場合



(2) 次年度下半期（10月～3月）に利用の場合



① 仮申込みについて、ご希望の利用期日（利用しようとする日が引き続き2日以上の場合は、その初日）が、

(1) 次年度 **4月～9月**（上半期）の場合 締切日 今年度 **11月30日** まで、

(2) 次年度 **10月～3月**（下半期）の場合 締切日 今年度 **2月28日** まで、

※締切が休館日と
重なる場合は前日まで

「ギャラリー利用希望 仮申込書」に必要事項をご記入の上、お申し込みください。

*初めてご利用を希望される方は、お手数ですがご予約の上、美術館へ直接お越しください。

*ご希望の利用期日が他の仮申込みと重複した場合、各申込の第3希望期日内で調整（抽選など）をします。

仮申込み締切日以降速やかに、美術館担当者からご連絡いたしますので、ご理解ご協力の程よろしくお願ひします。

② 美術館より、ご利用期日の**内定通知**と**申請書類**を郵送いたします。

③ 市民ギャラリー「**利用許可申請書**」・「**展覧会開催計画書**」を提出ください。

* 提出期間は、ご利用開始日の6か月～2週間前です。

④ 提出書類の確認後、美術館より**利用許可証**・**請求書**を発行・郵送いたします。

⑤ **2週間以内に利用料を納付**いただき、利用に向けて事前打合せを行います。

※「ギャラリー利用希望 仮申込書」、「利用許可申請書」、「展覧会開催計画書」の各種様式は、高岡市美術館 HP からダウンロード可能です。

◆**ご利用にあたっての注意事項**

*以下に該当する場合は、利用を許可できません。

- ・ 絵画等の販売を目的とするとき
- ・ 政治活動や宗教活動を目的とするとき
- ・ 公序良俗に反すると認められるとき
- ・ 美術館の施設、設備、器具などを破損する恐れがあるとき
- ・ その他、管理者が不相当と認めるとき

詳しくは別紙「ご利用の手引き」をご参照下さい。

*上記締切日を過ぎてもお申し込みいただけます。その場合、空き期日を先着順に受け付けます。

[お問合せ／お申込み提出先]

美術館代表メールアドレス (info@e-tam.info) に送信

または FAX (0766-20-1178) にて送信

または美術館 市民ギャラリー担当宛 (〒933-0056 高岡市中川 1-1-30) まで郵送

あるいは直接美術館へ持参

上記いずれかの方法でお申し込みください。